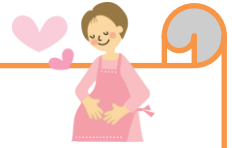


平成25年10月31日までです!

風しん予防接種費用の一部を助成します。



風しんの患者数が急増し、これまでにない規模で流行しています。
風しんとは、風しんウイルスによっておこる発疹性感染症です。
風しんは、免疫のない女性が妊娠中に感染すると、胎児が風しんウイルスに感染し、
難聴、心疾患、白内障を主な症状とする「先天性風しん症候群」の赤ちゃんが産まれる可能性があります。
このことから、渡嘉敷村は対策として、風しん罹患患者の重症化と、
先天性風しん症候群の発生を予防するため、風しんワクチン予防接種の助成を始めました。接
種希望の方はお早めに受けて下さい。

●対象者

19歳以上50歳未満(昭和38年4月2日～平成7年4月1日生まれ)の
接種時点で、渡嘉敷村に住民登録がある方

●接種期間

平成25年4月1日～平成25年10月31日までに接種したもの

●申請期間

平成25年12月27日までに申請

●助成額 (接種費用は医療機関によって異なります。事前に確認を。)

○風しんワクチン 上限4,000円 (県内医療機関のワクチンの在庫が品薄です。
接種費用は約5～6千円程度)

OMR(麻しん風しん混合ワクチン) 上限4,000円 (接種費用は約1万円程度)

接種費用が助成額に満たない場合は接種費用を上限とします。
※ただし、生活保護受給者は全額助成。

●助成方法

かかりつけ医など、風しんまたはMR(麻しん風しん混合ワクチン)予防接種を
行っている医療機関で必ず予約してから接種してください。(村外医療機関でも可)
接種後、医療機関窓口で全額自己負担をしていただきます。

医療機関で支払った予防接種代金の領収書を助成申請書に添付し、
渡嘉敷村民生課へ申請していただきます。

申請書等を審査したあと、指定された銀行口座へ助成額(上限4,000円)を
振り込みます。

(※渡嘉敷診療所では予約してからワクチン確保までに約2週間かかりますので、
接種希望日の2週間前までには予約をお願いします。診療所：Tel098-987-2028)

●申請書類

- 申請書 (民生課窓口にて用意しています)
- 接種代金の領収書原本 (コピーは不可)
- 通帳の写し、またはキャッシュカードの写し



申請書類提出先：渡嘉敷村役場 民生課

○申請に関する問い合わせ
民生課 987-2322

○風しん又は予防接種に関する相談
保健指導所 987-2422